

令和元年度

第1回島根県公共事業再評価委員会議事録

令和元年7月8日(月)

島根県

令和元年度 第1回島根県公共事業再評価委員会議事録

件名	令和元年度 第1回島根県公共事業再評価委員会
日時	令和元年7月8日(月) 13:10～15:40
場所	島根県庁 講堂
出席者	<p>●委員 上野和広、武邊勝道、常國文江、寺田哲志、豊田知世 長廻英夫、松浦俊彦、平川眞代、三輪淳子 (敬称略)</p> <p>●県 土木部 次長、土木総務課長、道路建設課長、河川課GL、 港湾空港課長、砂防課長、建築住宅課GL 他 農林水産部 参事、農林水産総務課長、森林整備課調整監 他 事務局 技術管理課長 他</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・令和元年度第1回島根県公共事業再評価委員会出席者名簿 ・島根県公共事業再評価委員会委員名簿 ・令和元年度公共事業再評価対象事業箇所表、位置図 ・対象事業地区 事業費負担割合一覧表 ・島根県公共事業再評価実施(H19以降)後 完了地区 ・令和元年度島根県公共事業再評価委員会スケジュール(案) ・委員会(第1回～第4回)における課題整理の流れ ・島根県公共事業再評価実施要綱、島根県公共事業再評価委員会設置要領、島根県公共事業再評価委員会運営要領 ・島根県総合発展計画(第3次実施計画)における再評価事業位置づけ一覧 ・令和元年度公共事業再評価対象事業 対応方針(案)

令和元年度公共事業再評価対象事業一覧表

【県事業】

所 管 課	事 業 名 (内 容)	地区名 (又は箇所名、工区名等)
森林整備課	1 県営林道開設事業	足尾線
道路建設課	2 防災安全交付金事業	国道431号 国富工区
	3. 社会資本整備総合交付金事業	(主) 桜江金城線 市山工区
	4. 防災安全交付金事業	国道187号 大野原工区
	5. 防災安全交付金事業	(一) 匹見左鐙線 左鐙Ⅱ工区
河川課	6. 広域河川改修事業	高瀬川
	7. 総合流域防災事業	木戸川
砂防課	8. 地すべり対策事業	中遠田地区
	9. 急傾斜地崩壊対策事業	扇町地区
	10. 急傾斜地崩壊対策事業	椀谷地区
港湾空港課	11. 海岸侵食対策事業	三隅港 湊浦地区
建築住宅課	12. 県営住宅整備事業	湍北台地区 大輪町地区

1. 開会

2. 挨拶（土木部次長）

3. 委員紹介

4. 出席者紹介

5. 議事

<再評価について>

◎再評価を受ける事業と島根総合発展計画での位置づけ及び、再評価区分の対象となる事業区分について事務局から説明。

<会長の選出>

◎委員の互選により会長を選出。

○（会長）（会長に）ご推薦いただいたということで、2年間自分にできることを精いっぱいやっていこうと思います。

工事を始めて年月がたつと社会の様子も変わってくると思いますので、その辺のことをしっかり再評価委員会で確認させていただいて、審議していこうと思っています。よろしくをお願いします。

<会長代理、議事録署名者の指名 他>

◎会長が会長代理、議事録署名者を指名。

◎事務局から審議箇所について、当初の11箇所に対し、建築住宅課所管事業を1地区追加したい旨を報告。

◎事務局から事業完了地区におけるフォローアップ調査について、県からの提案はなしと説明。今年度は対象地区なしとすることで一同同意。

(1) 再評価対象事業全箇所の説明

○(会長) この後、本年度の再評価対象事業の箇所について、順次説明してもらおうことになっています。委員の皆さんからの質問は、全部説明終わった後にしますので、よろしくをお願いします。

事前に資料も送付されており、委員の皆さんは目を通して来られたと思いますので、説明される方には事業概要は最小限に、なぜ再評価対象地区となったのかというところ、それから、今後の対応はどうやっていくのかということ、1箇所5分程度で説明してください。

◎森林整備課所管の再評価対象事業について、森林整備課から説明

- ・ 県営林道開設事業 足尾線

◎道路建設課所管の再評価対象事業（4事業）について、道路建設課から説明

- ・ 防災安全交付金事業 国道431号 国富工区
- ・ 社会資本整備総合交付金事業 (主) 桜江金城線 市山工区
- ・ 防災安全交付金事業 国道187号 大野原工区
- ・ 防災安全交付金事業 (一) 匹見左鐙線 左鐙Ⅱ工区

◎河川課所管の再評価対象事業（2事業）について、河川課から説明

- ・ 広域河川改修事業 高瀬川
- ・ 総合流域防災事業 木戸川

◎砂防課所管の再評価対象事業（3事業）について、砂防課から説明

- ・ 地すべり対策事業 中遠田地区
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業 扇町地区
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業 椈谷地区

◎港湾空港課所管の再評価対象事業について、港湾空港課から説明

- ・ 海岸侵食対策事業 三隅港 湊浦地区

◎建築住宅課所管の再評価対象事業について、建築住宅課から説明

- ・ 県営住宅整備事業 湊北台地区 大輪町地区

○(会長) 以上で説明を終了しました。

ちょっと長くなりましたので、次に入るまで10分間休憩をします。

〔休 憩〕

（２）再評価対象地区の質疑

○（会長） それでは、時間が来ましたので、再開します。皆さん、いらっしゃいますか。

それでは、これまで各事業課から説明していただきましたが、質問、意見等がありましたらご発言をお願いします。箇所が多いので、各人1点程度をお願いします。

では、事業ごとに順番に聞いてみましょう。

【森林整備課関係】

林道の事業について、何かご質問はありますか。どうぞ。

○（委員） 林業の件について教えてください。進捗率が既に93%となっており、大部分が既に供用されているかと思いますが、供用されている箇所については、だんだんこの事業の効果が見え始めていると思います。まだ完全には完成していないので、正確にその事業の効果を評価するのは難しいと思いますが、既に供用されている区間での効果は概ね想定されていたとおりになっているのかという点を教えてください。それから、この事業が平成35年（令和5年）に完了して、その後長く供用されていくと思いますが、活用する側の林業の事業者は今後も後継者の問題等がある中、長くこの林道を活用できるような状況にあるのかというところを教えてください。

○（会長） では、森林整備課さん、お願いします。

○（森林整備課） 1つ目の質問から答えします。

費用対効果の出し方は、林野庁が定めていて、利用区域全体で林道ができた時に、どういう効果が出るかという計算をします。このため、現在できたところまでの費用対効果は出すことができません。ただ、ここ数年木材の需用が高まっており、従来木が全部使えなかったところでも、バイオマス発電所等に木全体を出すような形になり、想定より面積的には多くの活用があると感じております。

2点目、今後も事業者が長く林道を活用できるような状況にあるのかという質問ですが、長い間、木材の価格の下落により木材産業が低迷しておりますが、バイオマス等の新しい活用の方法が出てきたり、戦後植えた木材が利用のピークの状態になっており、現在、

素材業者も若干活力が出ています。以前は林業就業者の平均年齢が60歳～70歳でしたが、40数歳に若返っていますので、林道開設後は、木材産業の事業者が活用してくれるのではないかと考えております。

○（委員）ありがとうございます。

【道路建設課関係】

○（会長）他にどうでしょうか、林道については。

じゃあ、ご質問がないようでしたら、道路事業4つについて、何かご質問がありますか。

それでは、僕から1つ伺いたいです。防災安全交付金事業が3つありますが、ここで費用対効果を算定しなくて良いのは、なぜなのか説明してください。

○（道路建設課）費用対効果の算出方法について、交通安全事業に関しては、国土交通省でもその手法を定めておりません。本来であれば数値化すべきところですが、基準がないため算定ができない状況です。

○（会長）わかりました。

その他、道路事業について何かご質問ないでしょうか。…どうぞ。

○（委員）お願いします。

国道187号の大野原工区ですけれども、整備前と整備後の状況写真がありますが、これ場所が同じ所じゃないようなので、どちらか同じような所の状況がわかるとうれしいと思います。

○（会長）ビフォーアフターがわかりやすいのが良いということですか。

○（委員）例えばこの上の整備前の状況写真で向かって右側は横がすぐ川ですが、下の整備後の状況写真は田んぼですし、山の状況を見ても何かちょっと違うので、これでは状況がよくわからないと思います。

○（会長）比較がわかりやすい場所の写真は、今後用意していただけるでしょうか。

○（道路建設課）お手元の資料の整備前と整備後、場所が違うというご指摘がありましたが、同じような対比ができる写真次回の委員会の際にご提示します。

○（会長）後ほど、質問や資料の請求については、事務局から説明がありますよね。その質問に対する答えの時に、今の画像のことも返していただけますね。（事務局了解）

その他道路事業について、何かご質問はないでしょうか。

また現地見てからということですね。

【河川課関係】

○（会長）次は、河川課の河川事業について、何かご質問がありましたらお願いします。どうぞ。

○（委員）河川事業、いずれも事業期間が長くなっていますが、恐らく5年後にまた再評価、検討するようになると思います。河川事業というのはそもそも長くかかるのかということと、なぜこのように長くなるのかということをお簡単に説明してください。

○（会長）では、河川課からお願いします。

○（河川課）河川課です。事業期間がどうしても長くなるというご指摘ですけれども、おっしゃるとおりですね、大体長くなる傾向がありますが、1つは河川事業自体がある一定の範囲を改良しないと効果が発揮できないということがあります。部分的に川を広げても、その下流で浸水することがあって、基本的には下流から上流に向けて一定区間を改修するというので、どうしても事業規模が大きくなります。一方で、事業規模が大きくなるということは、多額の予算がかかるということが1つの要因としてあります。

それと合わせて、工事自体も、どうしても1年の中で出水期、夏場から台風シーズン、この間はどうしても工事の安全確保がありますので、なかなか思ったとおりの事業はできないということから事業期間の制約もあります。

あとは、川を広げていきますので、どうしても地域の皆さんの土地の提供のご協力をいただかないといけないということから、全体に期間が長くなるという傾向にあります。できるだけそういうことを避けるために工区を短くしたいのですが、どうしても浸水被害を防ぐためには、一定の長さ、km単位で整備しないと、本来の目的である効果が発揮できないということから、なかなか簡単に2つに分けるとか3つに分けるとかできないのが実情です。

○（会長）今の質問に関連して、ちょっと僕も聞いていいですか。

木戸川のことですけれども、出水状況の写真は1964年になっていて、採択年度は平成2年まで経っていて、さらにそこから30年経っているというので、すごく期間が空いてしまっている、出水があったのに空いてしまっているというところが見えましたが、何か事情があったのでしょうか。

○（河川課）おっしゃるとおり1964年の浸水被害がありますが、資料の右側の平面

図に記載しておりますが、下流の方に黒く着色している所は従前から工事をしており、県としてもこういった浸水被害を受けたら、その都度対策工事として整備をしています。今回の再評価の対象になりました事業自体は、平成2年に改めて採択を受けていまして、そのため、期間が空いてしまったように見えるところです。

○（会長）よくわかりました。

【砂防課関係】

○（会長）河川事業についてはほかにご質問は。じゃあ、なければ、砂防事業のほうで質問ありませんか。お願いします。

○（委員）2点について教えてください。

10番目の、急傾斜地崩壊対策事業の吉賀町の椀谷地区について、用地買収の話がありました。家の後ろでの対策工事にあたって、用地買収を行う必要があるのでしょうか。

○（砂防課）急傾斜地崩壊対策事業で人家裏に擁壁等を施工設置する場合には、その施設の敷地については、県有地として買収して管理する必要があります。土地が民地の状態で施設を施工設置すると、土地所有者の申し出などにより移転したり撤去したりしなければならないので、用地買収を行っています。

○（委員）山については〇〇外35名というような共同所有の状況が多く、所有権移転が大変な場合もあると思うので、しっかり対応してください。

○（砂防課）ご理解いただきありがとうございます。

○（委員）もう1点、直接事業には関係はないですが、松江市でも今年からレッドゾーンの指定が行われていて、あちらこちらの人家裏の危険なところではレッドゾーンに指定しますとの話がありました。ちなみに、この防災工事が完了したところは、レッドゾーンの指定は外れますか。

○（砂防課）本日説明した2箇所の急傾斜崩壊防止対策事業では擁壁工というコンクリートの壁を対策施設として整備します。その整備場所がレッドゾーンに指定してある場合には、擁壁工の前についてはレッド指定を解除することとしています。ただし、山側の後ろの土地はレッドゾーンのまま残ります。

○（委員）ありがとうございました。

○（会長）ありがとうございました。

それでは、私も1つ聞かせてください。急傾斜地崩壊対策事業が2つ出ていますが、保

全対象人家は扇町地区では58戸、栂谷地区では3戸で、事業費は人家の差ほどはないような気がします。人家数で比較したらいけないと思いますが、このような人家数に差があるところで、事業を実施することについてどのように決定しているのでしょうか。工事の必要があるということですね。

○（砂防課）お話があったように、保全対象は扇町地区については、人家58戸と道路で、一方の栂谷地区は人家が3戸ですが、地域の重要な避難所があり、避難所という重要な施設を守る対策として、事業を実施しています。

○（会長）地区の中に特別な施設があれば、別の考えで事業を行うことになりますか。

○（砂防課）先ほどのお話の中でもレッドゾーンという言葉がありましたが、今、島根県では土砂災害防止法に基づいて、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を行っています。平成26年度に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を完了し、現在レッドゾーンの指定について令和2年度末を目途に全県で行っているところです。イエローゾーンは被害が及ぶところで、その中の建物に被害が及ぶより危険なところをレッドゾーンとして指定しています。そういう中で、イエローゾーンやレッドゾーンの指定を行って、豪雨など災害のおそれがある時に避難を促して人に集まっていただくところが避難所です。このことから、避難所の対策を平成24年度から重点的に行っています。今後もこのような必要なところを重点的に整備していく考えです。

○（会長）ありがとうございます。他にご質問ないでしょうか。…どうぞ。

○（委員）中遠田地区の地すべり対策事業についてですが、説明では1ブロックの対策に3年から5年程度かかるとのことでした。今、11ブロックの対策が終わっていて、事業着手からは19年経過している状況から1ブロックの対策期間は2年弱ぐらいかかるということであり、あと8ブロック残っている状況で、予定の令和7年度に事業完了ができるのでしょうか。

○（砂防課）複数のブロックの対策を並行して行い、令和7年度には対策を完了したいと考えています。

○（委員）わかりました。

【港湾空港課関係】

○（会長）それでは、次に移りましょう。海岸侵食対策事業について、何かご質問がありますか。…お願いします。

○（委員）もともとの計画が、潜堤3基で海岸を守るっていう計画であったと思いますが、それが十分機能しないために追加の対策という説明が書いてあります。そもそも公共事業として計画して、潜堤3基でうまくいかなかった理由が検証されているかどうかということと、追加の対策で実効性のある効果が得られるのかという検証は行われていますか。

○（港湾空港課）今回は、資料の三隅川放水路を境に西と東で整備していますが、砂の動きというのは、正直自然まかせのところが多々あるので、整備したからといって計画が予定どおり進むかというとなかなか難しいところがあります。

今回、まず、三隅川放水路の西側に3基を整備した後で、モニタリングとして状況を観察し、これではまだ侵食傾向が止められないという結論に至りました。

その後、東側の潜堤2基と、侵食傾向を抑えるための養浜を行い、砂を補足して、砂浜を回復する計画に変更しています。

○（委員）それで効果があるのかないのかは、終わってから検証しないとわからないっていうことになるので、その事業を延長して進めるかどうかの判断のしようがないように思います。

その対策に効果があるか、費用対効果を考えなければいけないのではないかと思います。今回検討されている対策が効果あるのかどうかをわかりやすく提示していただければ、それで継続するべきかどうかもわかります。

○（港湾空港課）そうですね。今、実際やりながらモニタリングは続けていて、この資料では付けていませんが、現実には砂浜の回復傾向は確認できていまして、そのあたりについては次回の現地では説明させていただこうと思っていますので、よろしく願いいたします。

○（委員）わかりました。ありがとうございました。

○（会長）ありがとうございます。それでは……。どうぞ。

○（委員）同じく海岸の侵食についてで、これまでも評価した時に、海岸の砂浜の形成過程について、まだ余り明らかになっていないというお話を伺っていました。その中で新しく事業をするのは、効果の測定、モニタリングをしながらかもしれませんが、なかなか説得力のある説明というものが求められないと思っていますので、どのように砂浜ができるのか、詳しく説明していただけるとありがたいです。

○（港湾空港課）その辺のメカニズムとかにつきましては、きちんと説明できるようにしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○（会長）では、現地を見ながらということになりますね。

【建築住宅課関係】

○（会長）では、引き続き、最後、県営住宅整備事業について、何かご質問があればお願いします。では、〇〇委員。

○（委員）失礼します。2点ほど説明してください。

1点目は、B/C（費用対効果）が1.02と低く、それで計算法の表をつけていただきましたが、わかりにくいので、端的にわかりやすく説明してください。

2点目は、高齢者支援施設を予定しているとのことですが、具体的にはどのような施設を予定されているのですか。団地内の人だけが利用できるのか、それとも地域に開かれたものにするのか、そのあたりをお教えてください。以上です。

○（建築住宅課）失礼します。建築住宅課です。

公営住宅のB/Cの出し方を説明します。つけております資料で、①費用と②便益とは簡単に言いますと費用はかかった費用であり、用地費と建設費、それと後々にかかるであろう修繕費を積み上げています。便益の部分では、公営住宅でありますので、家賃収入があります。その家賃が70年間でどれだけの収入になるのか、あとは駐車場の使用料と、70年経った時の残存価値の算定式に当てはめて出てきた数字です。

便益（B）を費用（C）で割ることにより1.02となり、若干低い数値であります。公営住宅はその性格上、家賃を低く抑える必要があります、ルールに従って家賃を設定しますと、当然安くなります。これが一般のアパートであればもう少し家賃収入があるのでB/Cが上がってくると思います。

また、高齢者支援施設について、公営住宅の中で100戸を超える団地は、こういった高齢者支援施設、福祉施設を併設することになっており、この大輪団地についても、松江市等と一緒に検討委員会を立ち上げ、計画をしていました。

住宅棟の1階が子育て支援施設ということで児童クラブが入り、別棟の福祉棟には短期入所、デイサービスが入ることになっています。すでに、この公募をかけ、地域で事業を展開していただく事業所の選定をしています。これらの利用については、この県営住宅の入居者に限ったことではありません。以上です。

○（会長） よろしいですか。ありがとうございます。…ご質問どうぞ。

○（委員） すみません、初めてこの会に参加していますので、ピントがずれた質問をするかもしれませんが、お許してください。

この湊北台団地に限らず、市内には結構、高台団地があつて、いずれも高齢化した
り、あるいは空き家があつたり、それからまた買い物難民的な話も聞いていますが、その
ような中、大輪町はわかるとしても、実際に今度また湊北台へ新しくいろいろ建てられる
として、実際にどれぐらい需要があるのですか。

それから、公営住宅の場合、今、全体でどれぐらい需要があるのか、見通し等があればお聞かせください。

それと、県営住宅だけではなく市営住宅もあります。そういったものをトータル的に
どう考えておられるのか、合わせてお伺いします。

○（建築住宅課） 県営住宅の数について説明します。県営住宅の長寿命化計画の中で、
現在、県で所有している県営住宅約5,000戸は維持していく考えです。

低額所得者のためのセーフティネットという意味合いもあるため、当面減らしてい
く考えはありませんが、先ほど言いました湊北台団地については、高台にあり、交通の便
が悪い所ではありますが、今回造る所は現入居者の移転先ですので、需要については、少
なくとも現入居者分の戸数は確保しようと考えています。

現在の県営住宅全体の入居状況ですけれども、松江市とか大輪町に限ったわけではあ
りませんが、入居率は92%となっています。

○（会長） よろしいですか。

○（委員） それでは、今度新しく湊北台のほうに建てる住宅は、今の入居者を埋めるぐ
らいの数だということですか。

○（建築住宅課） そうです。あくまでも今の入居者のためです。計画してから退去して
いる方もあり、若干の空きはありますので、その空いた所は新規募集になりますが、あえ
てそこを積極的に増やすということは考えていません。

○（会長） ありがとうございます。では、一通りの質問はしていただいた……。どう
ぞ。

○（委員）公共事業の再評価という会議ですけれども、この地区は実施要綱第2条のイを読んでとのことですけれども、国交省がこの再評価をこの評価委員会に求められたのは、何か国交省が疑問に感じているから、少しその委員会で精査をし直してくれという意味なのでしょうか。ここで言われるように住宅事情とか、湊北台はかなり高いところにあるためとか、松江市全域から見ると、今、だんだん橋南に人口が移っていく情勢の中で、利便性的なことで何か疑義があったのか、答えられる範囲で教えてください。

○（建築住宅課）県営住宅建替事業については、国の交付金と補助金というのがあります。この公営住宅については国土交通省の補助金事業を使っています、その補助金事業については採択後、5年間で再評価をしなければならないということが決まっております。この事業が特別ということではございません。このルールに従って今回再評価で挙げております。

○（委員）わかりました。

○（会長）その他どうでしょうか。

では、もう少し詳しいことは現地を見ながらいうことにさせていただくことにしましょう。

（3）審議箇所、現地調査箇所の選定

○（会長）次ですが、審議箇所、現地調査箇所の選定をしなければなりません。規定によると、会長は審議対象事業の原案を作成し、委員の意見を聞いた上で審議対象事業を決定することになっています。去年は18箇所ありましたが、人数の都合もあって8箇所しかできませんでした。その他10箇所もやるべきだったのではないかという意見が最後に出ました。今年度は、林道1、道路4、河川2、砂防3、港湾1、建築1の12箇所となっています。初めての再評価が、道路4、砂防2、建築1、残りの5箇所は過去に再評価を受けている箇所ということになっています。例年どおり一定数抜き出してやるのか、それとも全箇所やるのかということをごこれから皆さんに伺いたいところです。

ちなみに、1つお話として、3番の道路事業、社会資本整備相互交付金事業 市山地区と1番の県営林道は進捗率がかなり高くなっています。特に3番は令和3年に完成予定で、今後はトンネル工事を残すだけでそんなに変更はなさそうであり、今回はこれを置い

ておいてもよいのではないかということがあります。それも含めて、全部選定した方が良いでしょうかという問いかけです。どうでしょうか。

○（委員）絞っていただいたほうが、1個1個集中できて（良いです。）…。

○（会長）資料を見て、3番は後に回すということでも良いと思っていたのですが、よろしいですか。

〔一同同意〕

それでは、3番以外の11箇所全てやるということにして大丈夫でしょうか。何名かの委員さんは、2箇所ずつやっていただくこととなります。見られるものは皆見たほうが良いという意見が去年最後に出ていたので、11箇所をお願いしようと思います。3番は、完成後ということにさせてください。

審議箇所はこれで11箇所ということになりました。この委員会で議論を重ね、最終的には知事に意見具申をするのですが、その具申案を書いていただく担当箇所を決めなければなりません。担当箇所の現地を見てその質問もした上で、具申案の執筆をしていただくということになります。

11箇所に対し、委員は9名なので、どなたかお二人が2箇所ということになります。それから、毎年、主担当以外にも、副担当というサポート役を置いております。相互に相談ができるようにという意味であり、箇所毎にお二人ずつ担当者を決めていかなければなりません。ちなみに会長は、総括意見を書くことになっています。その分担をしたいと思います。

（４）意見具申執筆担当者の決定

※以後、話し合いにより以下のとおり決定

- ①番 県営林道開設事業 足尾線 : ○○委員(正)、○○委員(副)
- ②番 防災安全交付金事業 国道431号 国富工区 : ○○委員(正)、○○委員(副)
- ③番 社会資本整備総合交付金事業 (主)桜江金城線 市山工区 : 現地調査対象外
- ④番 防災安全交付金事業 国道187号 大野原工区 : ○○委員(正)、○○委員(副)
- ⑤番 防災安全交付金事業 (一)匹見左鐙線 左鐙Ⅱ工区 : ○○委員(正)、○○委員(副)
- ⑥番 広域河川改修事業 高瀬川 : ○○委員(正)、○○委員(副)
- ⑦番 総合流域防災事業 木戸川 : ○○委員(正)、会長(副)

- ⑧番 地すべり対策事業 中遠田地区 : 会長(正)、〇〇委員(副)
- ⑨番 急傾斜地崩壊対策事業 扇町地区 : 〇〇委員(正)、〇〇委員(副)
- ⑩番 急傾斜地崩壊対策事業 椈谷地区 : 〇〇委員(正)、〇〇委員(副)
- ⑪番 海岸侵食対策事業 三隅港 湊浦地区 : 〇〇委員(正)、〇〇委員(副)
- ⑫番 県営住宅整備事業 湍北台地区 大輪町地区 : 〇〇委員(正)、会長(副)

(5) 過年度審議箇所指摘に対する報告、資料請求についての説明、その他

○(会長) その他、事務局から何か報告事項はありますか。

○(事務局) 例年、過年度審議の指摘事項について報告がありましたけれども、この度は報告させていただく事項はありませんので、これは省略させていただきます。

○(会長) それでは、担当箇所も決まりましたので、委員の皆様方がこの先具申案を書いていただくにあたり、全体を通して何か質問があれば、今聞いておいてください。

まだないようでしたら、各事業、説明資料の不足があれば、詳しい資料を事務局のほうに、メールで請求してもらおうということとしてよろしいですか。

○(事務局) はい。

○(会長) メールで申し込んでいただければ、追加資料を用意していただけると思いますが。その資料は全員に送付していただくことになっています。いかがでしょうか。

では、本日の議事はここまでです。ありがとうございました。では、事務局にお返しします。

○(事務局) ありがとうございました。

それでは、先ほど会長から資料請求についての説明を求められましたので、説明させていただきます。議事次第資料の9ページをごらんください。ここに第1回から第4回における課題整理の流れというペーパーをつけております。今回のような会議形式の委員会後に第2回、第3回では現地での調査になります。委員さんからいただきました宿題、質問事項については、その都度この1枚ペーパーのように処理していきたいと思っています。先ほど道路建設課の案件で整備前後の写真の添付というご要望もありましたので、そういったことも処理していきたいと思っています。その他新たな資料請求があれば、各委員さんから事務局へ申し出ただいただければ事務局から再評価の関係事業課へ照会させていただきます、回答資料を受け取って各委員へお配りします。

議事次第資料のP. 9の下半分で、課題整理の流れを示しています。委員さんからのご要望は、事務局に送っていただければ再評価該当事業課に照会させていただきます。よろしくをお願いします。

それから、今後の会議日程ですが、次の第2回委員会については東部の現地調査でございます。7月22日月曜日を予定しており、8ページにスケジュールも載せておりますので、ご確認ください。

東部の現地調査については、この度12番（県営住宅）が急遽追加になりましたので、当初は午後半日の予定でしたが、午前中に出発するよう変更する予定ですので、詳しくは後日お知らせしようと思っています。

それから、第3回委員会については県中部と県西部と2班に分かれての現地調査になります。これについては8月5日月曜日を予定しています。先ほど決まりました担当委員さんが二手に分かれていただく形になりますが、よろしくをお願いします。これについても、詳細な行程を後日ご連絡したいと思っています。

第4回委員会については9月27日、これは対応方針案の決定を行う予定になっています。

第5回委員会については意見具申案の審議であり、10月25日に予定しています。

最後、これは会長にお願いしますが、知事への意見具申を11月22日金曜日に予定しています。

議事次第資料のP. 8をご覧くださいますと、今年度は第3回と第4回の期間が長く、逆に第4回と第5回の期間が短くなっています。例年、第4回で対応方針案を決定して、第5回へ向かうのですが、今回はこの期間が例年に比べて短いということで、このままでは委員さんにもご負担が大きいと思っており、事前に1回暫定的案をつくっていただくため、第1回、第2回の提出期限を設けた案を作ったところです。これについて、委員の皆さんにご意見を伺いたいと思っています。

よろしいでしょうか。

それでは、具体的には後日皆さんにお知らせすることになると思います。このような予定で締め切りを設定し、今後の審議を進めさせていただきたいと思っています。

それでは、委員の皆様には今後の調査、それから意見具申の案作成について、ご苦労をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思っています。皆様よろしいでしょうか、

それでは、これで第1回島根県公共事業再評価委員会を終了させていただきます。長

時間のご審議まことにありがとうございました。

6. 閉会

以 上